

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法 (あてはまるものに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)					(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)					(8) (7)の力の内容						
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健診の際に学校説明会で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学時に学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校説明会で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	ア. 申請締切を規定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から随時申請を受け付けている	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を定め、各学期開始から随時申請を受け付けている	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. その他	ア. 目づきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安等を記載		エ. 各年度の総額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他			
37	37	33	14	11	18	29	13	23	3	1	8	8	0	0	35	0	2	2	29	3	8	0	0	0	1	1	9	2	11	21	12	4	4
静岡県	松崎町	○	○			○		○	○					○					○										○				
静岡県	西伊豆町	○		○		○		○						○					○								○		○				
静岡県	函南町	○		○		○		○						○					○									○	○				
静岡県	清水町	○			○	○	○	○						○					○								○						
静岡県	長泉町	○				○				○				○					○										○				
静岡県	小山町				○			○						○					○										○				
静岡県	吉田町	○			○	○		○						○					○										○				
静岡県	川根本町	○							○	○				○						○							○						
静岡県	森町	○				○		○						○					○												○		
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○		○	○	○	○	○			○				○															○	○		
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○		○							○						○											○	○		

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																				3. 家計急変世帯の認定について（準要保護）														
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																				(1) 当てはまるもの1つに○										(2) (1)のキの内容				
		<中学校> (1) 実施・検討状況について							<中学校> (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期							<中学校> (4) (1)でアと回答した場合の支給時期（複数回答給している場合は最初の時期）						<中学校> (5) (1)でウと回答した場合のその理由（あてはまるものを全てに○）				ア 従前より家計急変世帯等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定				イ。新たに認定基準を定め、事例に応じて個別に支援	ウ。相談があった場合、事例に応じた経済的支援に対応		エ。就学援助制度以外の経済的支援を実施中	オ。新たに認定基準を定めて検討中	カ。そもそも対象者がいない	キ。その他
		ア 入学前支給を行っている	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ。そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ。そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ。その他	<中学校> (2) (1)の力の内容	ア 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ。未定	ア 8月以前	イ 8月	ウ 9月	エ 10月	イ 11月	オ 12月	カ 1月	キ 2月	ク 3月	ケ 4月初旬（入学式前）	ア 予算の確保が困難だから	イ 規則改正などの内部手続きにかからず	ウ 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ。（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ。その他	<中学校> (6) (5)のエ及びオの内容								
37	37	28	7	2	0	0	0	0	28	1	0	8	0	0	0	0	0	4	8	18	0	1	2	1	0	0	0	15	1	18	0	0	2	1	1	
静岡県	松崎町		○								○																			○						
静岡県	西伊豆町	○							○											○										○						
静岡県	函南町	○							○											○								○								
静岡県	清水町	○							○											○										○						
静岡県	長泉町	○							○										○											○						
静岡県	小山市	○							○											○										○						
静岡県	吉田町	○							○											○									○							
静岡県	川根本町		○								○																			○						
静岡県	森町	○							○											○									○							
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○							○											○										○						
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合		○								○																		○							

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日曜労働者	ク PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（495万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	ツ 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ その他	(4) (1)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、必要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。					(2) (1)にて「ア」反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば必要保護・必要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。						(3) (2)でエとした場合のその内容		(4) (1)で「イ」反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																							係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）			係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）	係数（倍率）

都道府県	市町村名	I 令和5年度就学援助制度の実施について																				5. 生活保護基準見直しによる必要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. (1)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度	
		(1) 令和5年度当初における必要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																															
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民健康保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護の基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	ツ 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ その他	(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）											
																					係数（倍率）	係数（倍率）	(4) (1)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、必要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。	(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば必要保護・必要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。					
																			倍	倍			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準で否認となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく必要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（必要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他	年	月			
37	37	32	33	31	31	30	32	19	18	31	31	18	17	20	25	13	4	14	0	5	31	0	5	1	11	6	5	6	0	0	0	6	6
静岡県	松崎町	○	○	○	○		○			○	○				○					○			国民健康保険税の減免										10%未満
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めた者		○			○					10%未満
静岡県	園南町						○						○																				5%未満
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○		○						10%未満
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5												10%未満
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3												5%未満
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.5												10%未満
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		5%未満
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			1.5													10%未満
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○		○						5%未満

[illegible]

都道府県	市町村名	1 令和5年度就学援助制度の実施について																												8. その他																				
		7. 令和5年度準要保護就学援助額																																																
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																
		(1) 費目毎の援助額																				(2)補足事項																												
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																		
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和5 年度単 価	その他	補足事項											
37	37	37	1	1	10	10	10	26	26	0	1	37	1	1	7	7	7	29	29	0	0	25	20	20	3	3	3	1	1	2	9	37	23	23	13	13	13	1	1	0	2	14	2							
静岡県	松崎町	○						○	22730			○						○	63000											○	※1	○		○	60910	32849					※2	※1松崎町遠距離通学費補助金で支給。※2保護者実費を支給(上限額60,910円)。中2の1人に対し、32,849円を支給。※3保護者実費を支給(上限額2,310円)。令和4年度は実績なし。※4保護者実費を支給(上限額6,210円)。令和4年度は実績なし。※5令和4年度は給食費の補助(9～12月までは給食費納付分の金額。1～2月は値上げ分のみ)を実施したため、支給平均額が前年度に比べ少なくなっている。								
静岡県	西伊豆町	○						○	22730			○						○	63000			○	○	193000							○	○	38000																	
静岡県	函南町	○			○	22730	20784					○			○	63000	60000					○	○	0							令和4年度実績なし	○	○	60910																
静岡県	清水町	○						○	22730			○						○	63000												○			○	60910	60910														
静岡県	長泉町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	65000										支給平均額は令和5年度予算に計上した単価で記入						
静岡県	小山市	○						○	22730			○						○	63000				○	○	0							実績無し	○	○	54475															
静岡県	吉田町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000															○			○	60910	60910								平均支給額については、令和5年度予算計上単価とした。					
静岡県	川根本町	○			○	22730	22320					○			○	63000	47400					○	○	0								○			○	60910	0								体育実技用具費、通学用品費、通学費、校外活動費(宿泊の有無共)及び医療費は支出実績なし。					
静岡県	森町	○						○	22730			○						○	63000				○	○	0							実績なし	○			○	60910	51091												
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○			○	22730	18358					○			○	60000	60000					○	○	0								実績なし	○	○	48620															
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○			○	22730	22730					○						○	63000				○	○	0								○			○	60910	35144								通学費、校外活動費(泊を伴わない)、医療費は実績なし。				